

(写)

事 務 連 絡
令和2年2月13日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 住宅宿泊事業主管部局 御中

観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症（COVID－19）の対策について（協力依頼）

今般、政府では、一般の方向けの感染症対策に係る情報提供に加え、新たに、多くの人が集まるイベントや行事等の主催者側に対して、アルコール消毒液の設置など可能な範囲での対応の検討を呼びかけております。

つきましては、宿泊施設は国内外より多くの人が滞在される場であることから、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を実施していただくと共に、引き続き、従業員に対しても、マスクの着用や手洗い、消毒などの感染症対策に努めていただくよう、住宅宿泊事業者への周知方よろしくお願い申し上げます。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
(新型コロナウイルス感染症の対応について)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html